平成２２年（フ）第９２７１号
東京都北区滝野川７丁目22―８―503
破産者　卜部　琢士
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２８４号
東京都日野市西平山５丁目39―１　ゴールドクレストＡ107
破産者　伊藤　圭子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３１４号
東京都東村山市青葉町３丁目14―54　出沢荘２Ｆ、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字荒幡618―32
破産者　古村貴美枝
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３１５号
埼玉県所沢市大字荒幡923―10、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字荒幡618―32
破産者　古村孝太郎
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３１９号
東京都練馬区早宮３丁目58―６　新井方
破産者　金田　　司
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３６１号
千葉県習志野市谷津５丁目38―10
破産者　中村　清松
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３７６号
東京都中央区日本橋浜町２丁目57番１号
破産者　株式会社イーグル
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３８０号
東京都日野市神明２丁目11―17―207
破産者　高橋　秀樹
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３９９号
埼玉県所沢市花園２丁目2343―２
破産者　鈴木　　薫
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４１４号
東京都江戸川区西葛西３丁目22―６―1418
破産者　滝田　　満
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５４９号
神奈川県横浜市戸塚区平戸町5434―２―Ｉ―405
破産者　望月　順子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５８６号
東京都杉並区永福１丁目44―８　中根ビル
破産者　山口　忠幸
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６２５号
東京都東大和市南街４丁目５―１―103
破産者　水氣　隆義
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６２８号
東京都新宿区新宿１丁目36番５号
破産者　株式会社メコム・ジャパン
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７０６号
東京都世田谷区松原２丁目32―30―202
破産者　秋山　祐亮
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７１５号
埼玉県川口市東川口４丁目24―５―306
破産者　野口　　豊
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７４９号
神奈川県横浜市瀬谷区橋戸１丁目35―１　アーバンドエル瀬谷６―401
破産者　山本　真司
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７６８号
東京都江戸川区鹿骨５丁目13―５　第３マキノコーポ207
破産者　大崎　　勇
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７７９号
東京都町田市中町３丁目15―17―101、開始決定時の住所東京都西東京市下保谷３丁目８―13―201
破産者　金宮清秀こと　金　　清秀
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８０９号
東京都清瀬市旭が丘５丁目２―５―301
破産者　酒井　信子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８４５号
千葉県市川市市川南１丁目３―11―102
破産者　新村　益一
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８６３号
東京都足立区西竹の塚２―７―18―101、住民票上の最後の住所埼玉県吉川市中野166―１
破産者　西原　政七
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部